情報館 information

【情報館】●特にことわりのないものは4月1日㈫から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせします

電子申請をご利用ください

市では、インターネットによる「電子申請・届出サービス」を行っています。自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、原則24時間365日、各種申請・届出を行うことができます。

ぜひご利用ください。

◎申請可能な手続の種類や利用方法等は市ホームページ（「電子申請」をクリック）でご覧になれます。

問い合わせ　情報統計課（☎2998-9153）

埼玉県景観条例の改正に伴う大規模建築物等の新築等の届出

4月1日以降に大規模建築物などの新築・改築・増築等を行う場合は、景観計画区域内における行為の届出が必要です。

◎今までの「大規模行為の届出」は3月31日で廃止になりました。

対象区域　市内全域（県立狭山自然公園の区域を除く）

届出対象行為　▼高さ15m超または建築面積1、000㎡超の建築物の新築・増築・改築・移転または外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更

▼高さ15m超の工作物の新設・増築・改築・移転または外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更

届出窓口　市役所2階・都市計画課

◎詳細は、県および市ホームページ（「景観条例」で検索）でご覧になれます。

問い合わせ　県・県土づくり企画室（☎048-830-5367・FAX048-830-4822）、市・都市計画課（☎2998-9192・FAX2998-9163）

所沢市はISO14001の自己宣言へ移行します

市では、環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し環境負荷低減に取り組んできました。

これまで外部機関の審査を受けて審査結果で高い評価を得ており、成果も着実に上がっていることから、4月1日をもって飯能市・狭山市・入間市のダイア3市とともに自らの責任で国際規格との適合を確認する「自己宣言」に移行します。

なお、「自己宣言」以後も、これまで以上に環境への取り組みを進めていきます。

問い合わせ　環境総務課（☎2998-9133・FAX2998-9394）

「市民活動支援室」を設置します

市では、市民活動に係る総合調整や民間非営利組織等に関する業務を担当する部署として、4月1日から左記の課内室を設置します。

◆**市民活動支援室**（市役所2階・コミュニティ推進課内／☎2998-9418・FAX2998-9162）

問い合わせ　政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）

所沢市アダプト・プログラムの実施

身近な道路、公園・緑地、河川・水路等、市が管理する公共施設の区域を定め、清掃美化活動を市民と市が一定期間協働で行うアダプト・プログラム（里親制度）を4月から実施します。この制度に参加いただける団体には、市で保険に加入します。また、清掃美化活動に必要な用具等をお貸しします。

皆さんのご協力をお願いします。

申し込み・問い合わせ　▼アダプト・プログラム制度…市民活動支援室（コミュニティ推進課内／☎2998-9418・FAX2998-9162）▼道路の清掃美化活動…道路維持課（☎2998-9168・FAX2998-9152）▼公園・緑地の清掃美化活動…みどり公園課（☎2998-9196・FAX2998-9153）▼河川・水路等の清掃美化活動（水辺のサポーター制度）…河川課（☎2998-9375・FAX2998-9408）へ電話

平成19年新潟県中越沖地震義援金へのご協力ありがとうございました

市では、平成19年7月18日から12月28日まで、市役所1階・総合案内に義援金箱を設置し、皆さんにご協力をお願いしてきました。

おかげさまで1、605、077円の浄財が寄せられ、お預かりした義援金は日本赤十字社に送金させていただきました。皆さんのご厚情に対し、深く感謝申し上げます。

問い合わせ　福祉総務課（☎2998-1147）

「テレホンガイドところざわ」を終了しました

「テレホンガイドところざわ」は、3月31日で事業を終了しました。

なお、市役所の業務案内等については、市ホームページ、または冊子「ガイドマップところざわ」をご利用ください。「ガイドマップところざわ」は、市役所1階・総合案内、各出張所で配布しています。

問い合わせ　秘書広報課（☎2998-0706）

国民健康保険の届け出は14日以内に！

退職等により勤務先の健康保険の資格がなくなった方、または扶養からはずれた方は、国民健康保険への加入が必要です。また、国民健康保険に加入していた方が就職して、勤務先の健康保険に加入したり、健康保険の被扶養者になったりした場合は、国民健康保険からぬける届け出が必要です。

国民健康保険に加入する場合、資格は、今まで加入していた健康保険の資格がなくなった日、または所沢市に転入した日から発生しますので、届け出はお早めにお願いします。

■国民健康保険の各種届け出

	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
加入	所沢市に転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険からぬけたとき、またはその扶養からはずれたとき	印鑑・資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
喪失	所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養になったとき	印鑑・職場と国民健康保険の両方の被保険者証
	死亡したとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他	市内で住所が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	
	世帯主が変わったとき	
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・年金証書
	国民健康保険被保険者証を紛失したり、汚したりして使えなくなったとき	印鑑
	※修学により所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・在学証明書
届出先	市役所1階・国保年金課または各出張所（市民課サービスコーナーを除く） ※の届出先は、国保年金課のみでの手続きとなります。	

国民健康保険に新たに加入する場合、または紛失等で国民健康保険被保険者証を再交付する場合に被保険者証を即日交付するには、本人確認のため住民基本台帳カード（写真付き）、運転免許証、パスポート等が必要となります。

◎お持ちでない場合、後日に配達記録郵便での郵送となります。喪失およびその他の届け出の際、持参していただく国民健康保険被保険者証は、届け出の必要な該当者（全員が該当する場合は全員）のものとなります。

問い合わせ　国保年金課（☎2998-9131・FAX2998-9061）

「冬の省エネデー」の結果報告

昨年12月に行った、「冬の省エネデー」の実施結果を報告します。

所沢市の参加人数　21、537人

1日で減らせた二酸化炭素の量　18、369kg（杉の木1本が1年間に平均して吸収する二酸化炭素の量に換算すると1、312本分）

◎50年生育の杉の木1本が1年間に平均して吸収する二酸化炭素の量を14kgとして計算します（出典…地球温暖化防止のための緑の吸収源対策／環境省・林野庁）。

「CO_2ダイエット宣言」実行委員会が実施する参加者20人につき苗木を1本もらえる事業に参加し、希望する小・中学校などに植樹しました。

小手指中学校にて

「冬の省エネデー」に参加された皆さんのご協力に感謝します。

■温暖化防止活動を始めましょう

今年は、京都議定書の約束期間（2008～2012年）の1年目です。日本は1990年時に比べ二酸化炭素の排出を6%削減することを約束しました。一人ひとりの行動が大きな力になります。できることから温暖化防止活動を始めましょう。

問い合わせ　環境総務課（☎2998-9394）

労働相談のご案内

とき　4月9日㈬／午後4時～8時（最終相談…午後7時～）

ところ　市役所2階204会議室

内容　就業規則・賃金・解雇・労使間の問題・直面している問題等

対象　勤労者、事業主等

相談員　社会保険労務士

◎予約制です（当日予約可）。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

申し込み・問い合わせ　4月1日㈫から商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）へ電話

市税の夜間・休日納税窓口を開設

とき　▼夜間…4月1日㈫、28日㈪、30日㈬、5月1日㈭、2日㈮／午後5時～8時▼休日…4月6日㈰、27日㈰／午前8時30分～午後5時

ところ　市役所2階・収税課

市税の内訳　市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

問い合わせ　収税課（☎2998-9073・FAX2998-9409）